

庁 議 次 第

日 時 令和4年2月10日（木）
朝霞市行政改革推進本部会議終了後
場 所 別館2階 全員協議会室

1 市長あいさつ

2 議題

- （1）あずま南地区の都市計画の変更について
- （2）朝霞市内間木公園拡張整備等検討委員会条例（案）について
- （3）（仮称）地域貢献企業育成型指名競争入札制度の導入について
- （4）公共施設等総合管理計画の追補について
- （5）朝霞市環境基本計画について
- （6）令和4年第1回朝霞市議会定例会提出議案

あずま南地区の 都市計画の変更について

令和4年2月

朝霞市 都市建設部 まちづくり推進課

説明内容

1. 朝霞市都市計画マスタープラン
2. あずま南地区の事業概要
3. 都市計画変更の原案の概要
 - ① 区域区分
 - ② 用途地域
 - ③ 準防火地域
 - ④ 下水道
 - ⑤ 地区計画
4. 都市計画の変更手続き
5. 都市計画法第16条縦覧及び市民説明会（報告）

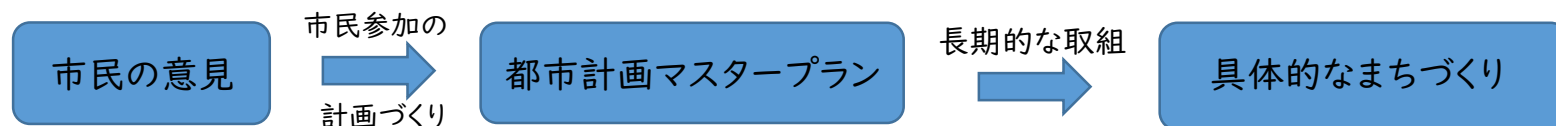
1. 朝霞市都市計画マスタープラン

都市計画法

- 都市計画法第18条の2に基づき市町村は、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）を定めなければならない。
- 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

朝霞市都市計画マスタープラン

- 平成28年11月改訂（平成30年一部修正）
- 「第5次朝霞市総合計画」における基本構想と相互に連携。
- 市民の皆様の意見を反映しながら、地域特性に応じた土地利用や都市施設の根拠となる将来都市像を明らかにし、その実現に向けて、本市の定める各種の都市計画についての基本的な指針となり、また個々の都市計画の相互連携の指針となるもの。



都市計画法(抜粋)※(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

第18条の2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

1. 朝霞市都市計画マスタープラン

都市計画マスタープランにおける将来都市構造

将来都市構造図



構成	種 類	凡例	位 置	内 容
拠点	都市拠点・地域拠点		(都市拠点) ・東武東上線朝霞駅周辺 ・JR 武蔵野線北朝霞駅・東武東上線朝霞駅周辺 (地域拠点) ・根岸台3丁目の大規模工場跡地周辺	(都市拠点) ・本市の中心的な拠点及び玄関口として商業・業務・行政サービス等の都市機能の集積を図ります (地域拠点) ・根岸台3丁目の大規模工場跡地周辺は、都市拠点とのアクセスが容易ではない市北東部(主に東部・内陸木地蔵)の地域生活拠点として商業機能の誘導を図ります
	医療と福祉の拠点		・健康推進センター、総合福祉センター、東洋大学などの公共施設が立地する地区	黒目川を軸に、市民の健康づくりに資する拠点的な医療・福祉・教育施設の集約的立地を図ります
	水と緑の拠点		・基地跡地周辺 ・朝霞公園 ・城山公園 ・郷戸特別緑地保全地区周辺	豊かな自然・環境の拠点となるまとまった緑地を保全します
地区	新たな拠点形成地区		・基地跡地	新たな市のシンボルとして、周辺エリアと連携しながら、緑地の保全とともに、多様な周辺施設と連携した土地利用により、地域の交流と活性化を図ります
	まちづくり重点地区		・朝霞駅小学校跡地及び周辺の国道254号沿道地区 ・根岸台3丁目の大規模工場跡地周辺及び根岸台地内の東地区の一部	大規模駅地及び周辺地区において、交通の利便性などの立地を生かして、民間活用等による地域の経済と雇用を支えるまちづくりに重点的に取り組みます
	新市街化地区		・旧朝霞遊園地跡地 ・根岸台五丁目土地区画整理事業区域	新たに市街化区域に編入した地区などで、都市農地が多く残る地域特性を生かした良好な市街地形成を促進します
都市軸	鉄 道		・JR武蔵野線 ・東武東上線	近隣都市との広域交通ネットワークを形成し、地域間交流を促進します
	道 路 (国道)		・国道254号、国道254号バイパス(整備済区間)	
	未整備区間		・国道254号バイパス(未整備区間)	
	道 路 (県道・主要生活道路・都市計画道路)		・整備済区間	広域交通軸を補完し、市内の各拠点等を結ぶ交通ネットワークを形成します
	未整備区間		・未整備区間	
水と緑の軸	見直し検討区間		・見直し検討区間	河川とその周辺の緑地帯や農地と一体となり、自然環境を保全しながら、身近に自然とふれあえる場の創出を図ります
	商業系ゾーン		・商業系用途地域の範囲	
市街化調整区域など	工業系ゾーン		・工業系用途地域の範囲	経済活動の場や住宅地として適正な土地利用を図ります
	住居系ゾーン		・住居系用途地域の範囲	
	自然空間保全ゾーン		・黒目川、新河津川周辺に広がる市街化調整区域	
	緑地景観保全ゾーン		・黒目川沿道地帯	
	自然と共存する公共施設等ゾーン		・黒目川周辺の市街化調整区域で、拠点的な公共施設が立地する範囲	
市街化調整区域など	自然と調和のとれたまちづくりゾーン		・内陸木地蔵の一部及び国道254号バイパス沿道	良好な自然環境を保全しながら、拠点的な公共施設立地を図ります

2. あずま南地区の事業概要

あずま南地区土地区画整理事業の概要

事業主体:あずま南地区土地区画整理組合

面積:約13.5ha

事業期間：令和4年度～令和11年度（予定）

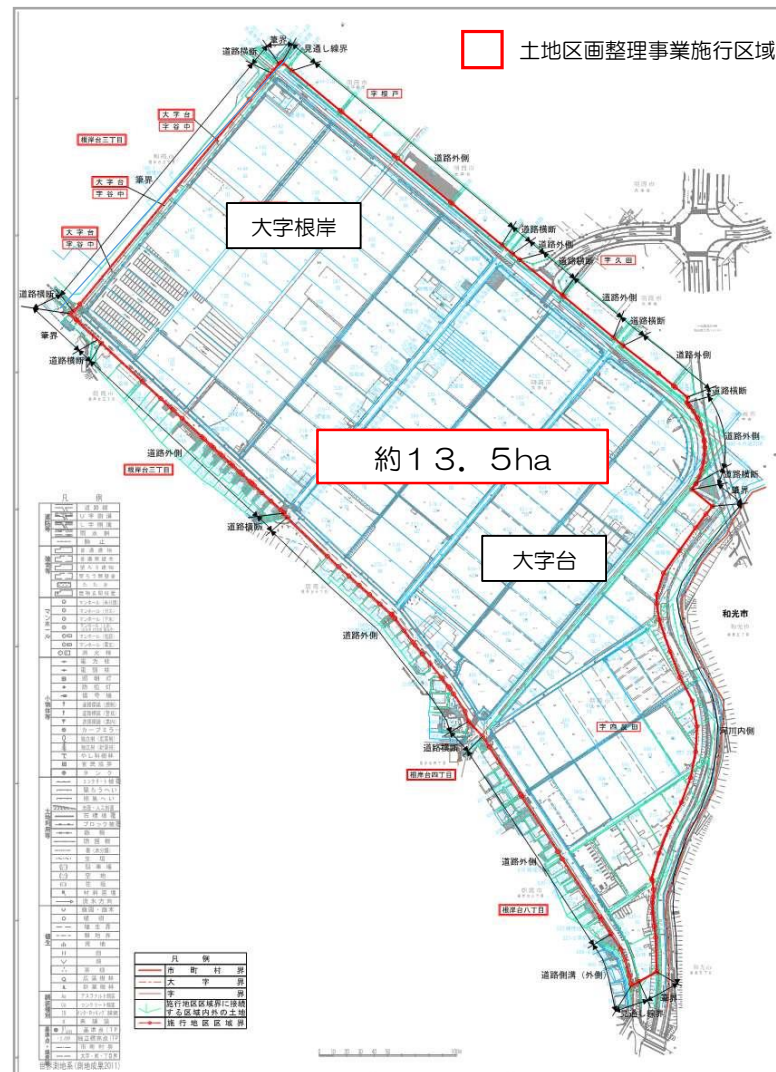
※組合認可の時期による

土地利用：大規模物流施設を主体とした工業系の土地利用を予定

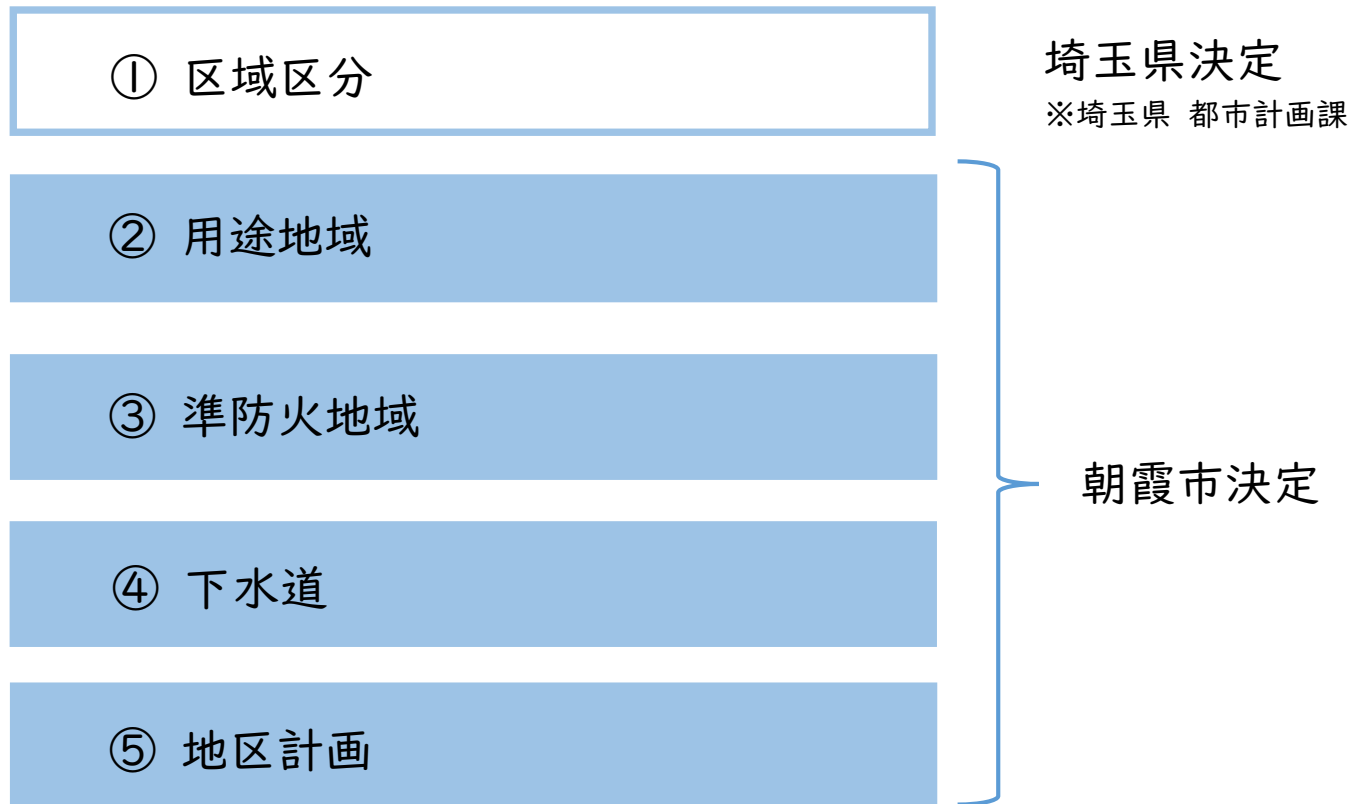
現在の状況：準備組合（平成26年立上げ）では、市街化区域
編入と同時の組合設立認可を目指して、埼玉県
及び市の関係各課と必要な協議を進めています。

第5次朝霞市総合計画

あずま南地区土地区画整理事業については、道路や公園などの都市基盤が整備された良好な市街地の形成を目指し当該事業を推進します。



3. 都市計画変更の原案の概要



※その他、当該地区に関連して以下の都市計画を変更
(市決定) 土地区画整理事業(施行区域)、生産緑地
(県決定) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、道路(国道254号バイパス)

①区域区分

-埼玉県決定-

区域区分とは

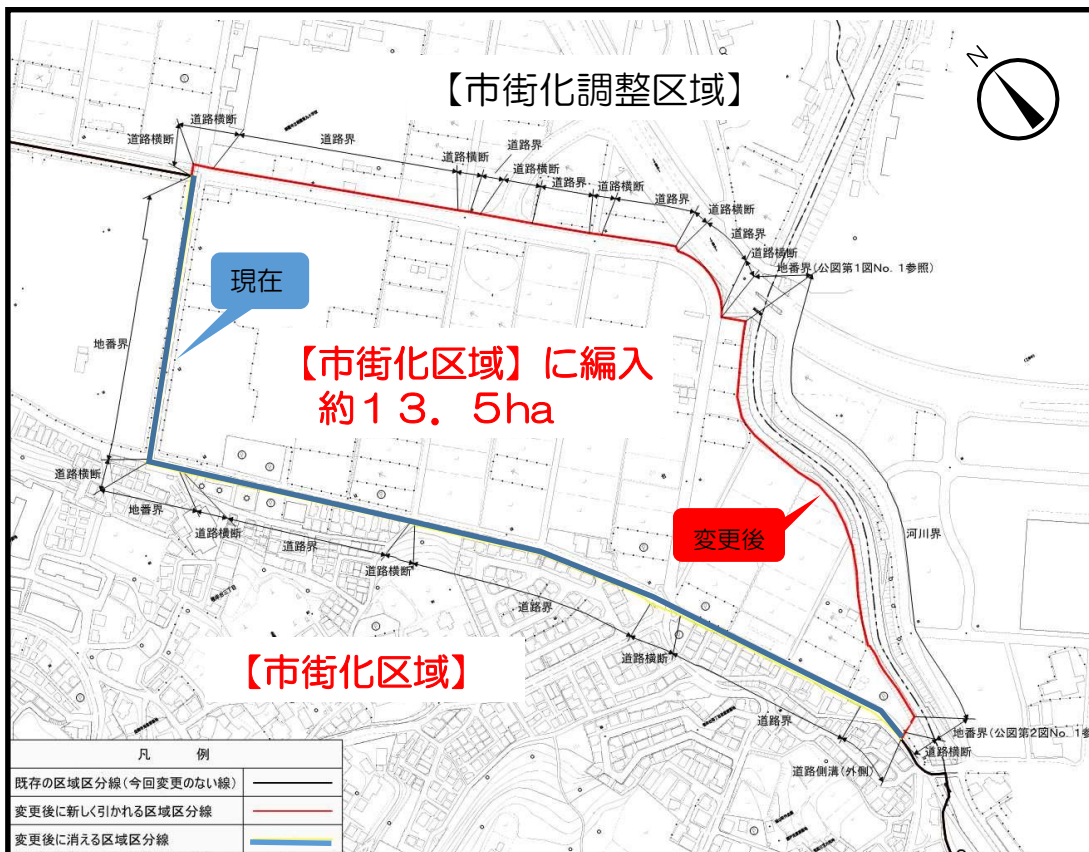
市街化区域と市街化調整区域に区分すること

【市街化区域】

すでに市街地を形成している
区域及び概ね10年以内に
優先的、かつ、計画的に市街化
を図るべき区域

【市街化調整区域】

市街化を抑制すべき区域



変更内容 市街化調整区域から市街化区域に編入(約13.5ha)

②用途地域

-朝霞市決定-

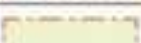
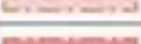
用途地域とは

- それぞれの地域特性にあわせて、土地利用規制（建築物の用途制限等）を定めるもの。
- 主に住居系、商業系、工業系に分類され、13種類の地域に細分化。
- 朝霞市では、現在9種類の用途地域を指定。

住居系

商業系

工業系

用途地域			建ぺい率 (%)	容積率 (%)
住居系		第一種低層住居専用地域	60	100
		第一種中高層住居専用地域	60	150
			60	200
		第二種中高層住居専用地域	60	200
		第一種住居地域	60	200
商業系		準住居地域	60	200
		近隣商業地域	80	200
		商業地域	80	400
工業系		準工業地域	60	200
		工業地域	60	200

②用途地域

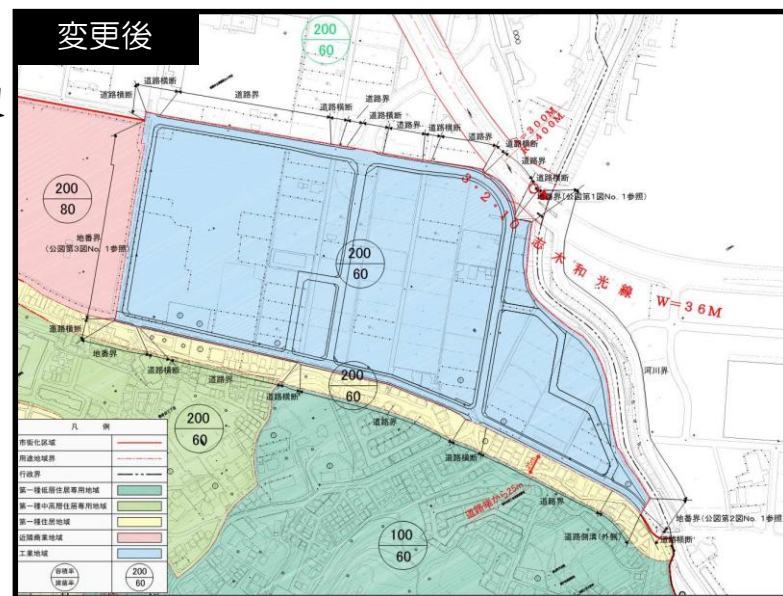
-朝霞市決定-

朝霞市都市計画マスタープラン

- まちづくり重点地区 根岸台3丁目地内の大規模工場跡地周辺及び大字台地内の東地区の一部について、にぎわいの創出や地域経済の活性化、雇用の創出などに資する商業系又は工業系を中心とした土地利用を図ることを目指す。
- ゾーン あずま南地区を工業系ゾーンに位置づけ。

用途地域指定の基本的な考え方(埼玉県)

産業活動の拠点として、工業生産活動・流通業務機能等の利便を増進する地域のうち、工業等の利便の増進に関連して店舗等の立地を許容する地域については、工業地域を定める。



変更内容 約13.5haを工業地域に指定

②用途地域

-朝霞市決定-

用途地域の指定に併せて^{べい}建蔽率・容積率を指定

現在

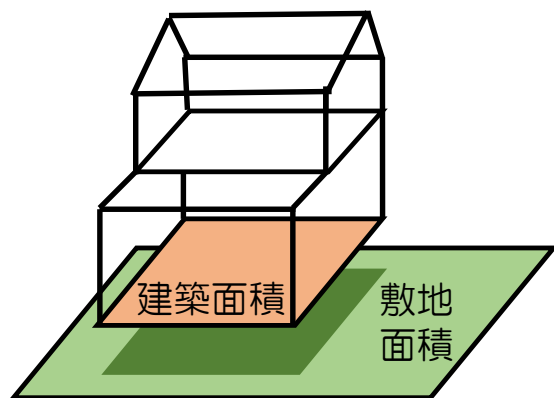
^{べい}
建蔽率 60%
容積率 200%



用途地域指定後

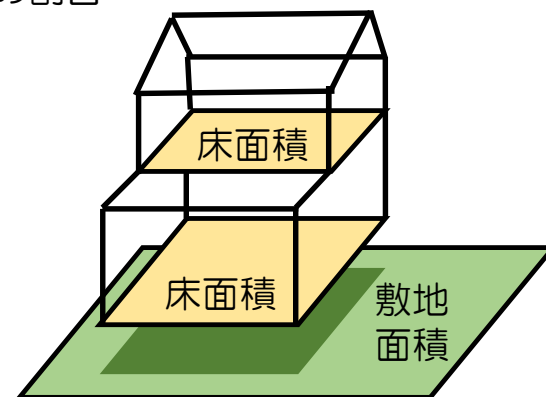
^{べい}
建蔽率 60%
容積率 200% (変更なし)

^{べい}
建蔽率：敷地面積に対する建築面積の割合



$$\frac{\text{建築面積}}{\text{敷地面積}} \times 100 = \text{建蔽率 (\%)}^{\text{べい}}$$

容積率：敷地面積に対する延べ床面積（各階床面積の合計）の割合



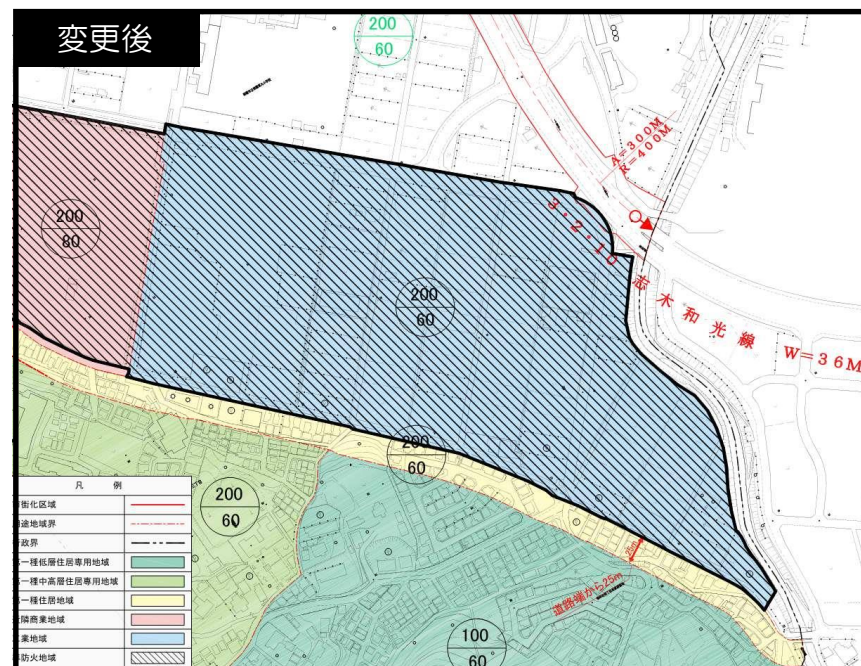
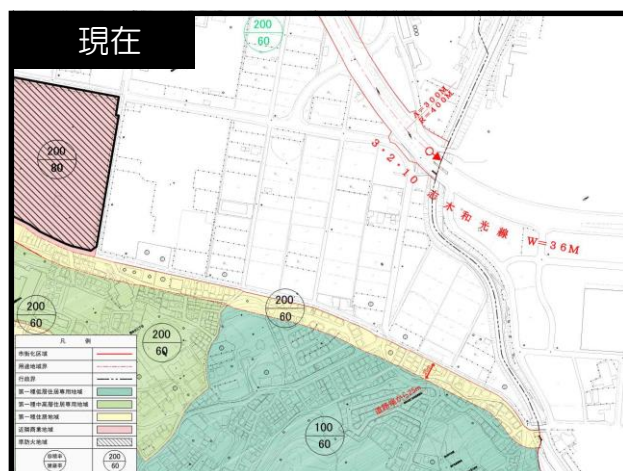
$$\frac{\text{延べ床面積}}{\text{敷地面積}} \times 100 = \text{容積率 (\%)}^{\text{べい}}$$

③準防火地域

-朝霞市決定-

■工業系の土地利用を図るにあたり、建築物の不燃化・難燃化を促進することにより、市街地の防災性の向上を図り、安全・安心のまちづくりを推進するため、準防火地域を指定する。

■準防火地域内において建築物を建築する際には、建築基準法に基づく防火性能に適合する必要がある。



変更内容 約13.5haを準防火地域に指定

④下水道

-朝霞市決定-



区域区分の変更に併せて
朝霞公共下水道の排水区域を変更

排水区域面積(現在)

汚水 約1,114ha

雨水 約1,114ha

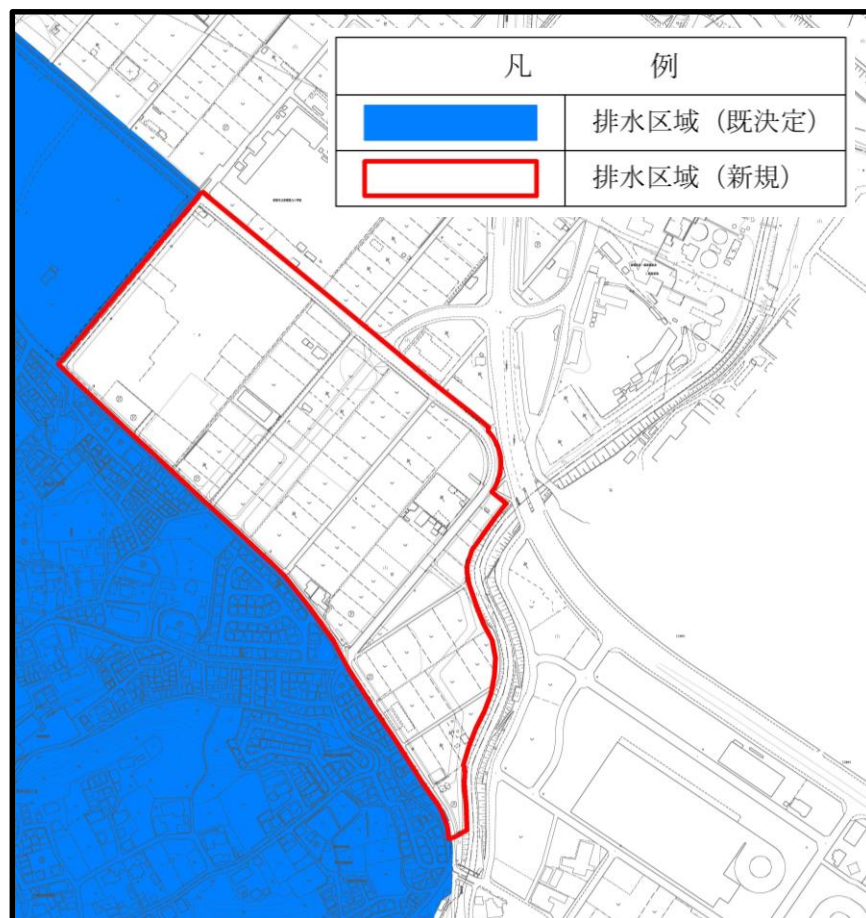


排水区域面積(変更後)

汚水 約1,128ha(+14ha増加)

雨水 約1,128ha(+14ha増加)

※下水道の排水区域面積は、少数第1位を四捨五入した整数値を示す。



地区計画とは

地区の特性に応じた計画的なまちづくりを進めるため、道路などの公共施設の配置、建築物やその敷地などに関して、きめ細かな「まちづくりのルール」を定める制度

地区計画の構成

大きく4つの内容により構成

1. 地区計画の目標
2. 土地利用の方針
3. 地区整備計画（道路、公園、建築物等の用途制限など）
4. 計画図（地区整備計画図）

⑤-1. 地区計画の目標

地区の特性

- 国道254号バイパスに近接しており、交通の利便性が高い地区

上位計画

- 都市計画マスタープランにおいて「まちづくり重点地区」として、交通の利便性に優れた立地特性を生かし、地域経済の活性化、雇用の創出に資する工業系(あずま南地区)の土地利用を図ることとしている。

地区計画の目標

- 土地区画整理事業による計画的な都市基盤整備と、物流関連施設を主体とした市街地の形成。
- 周辺環境との調和に配慮した工業系地区の形成。

⑤-2. 土地利用の方針

周辺環境との調和に配慮しつつ、まちづくり
重点地区にふさわしい工業系地区となるよう
以下のとおり区分し、土地利用の方針を定める。

A地区

大規模な物流関連施設（倉庫、流通センター）
等の立地を主体とした土地利用

B地区

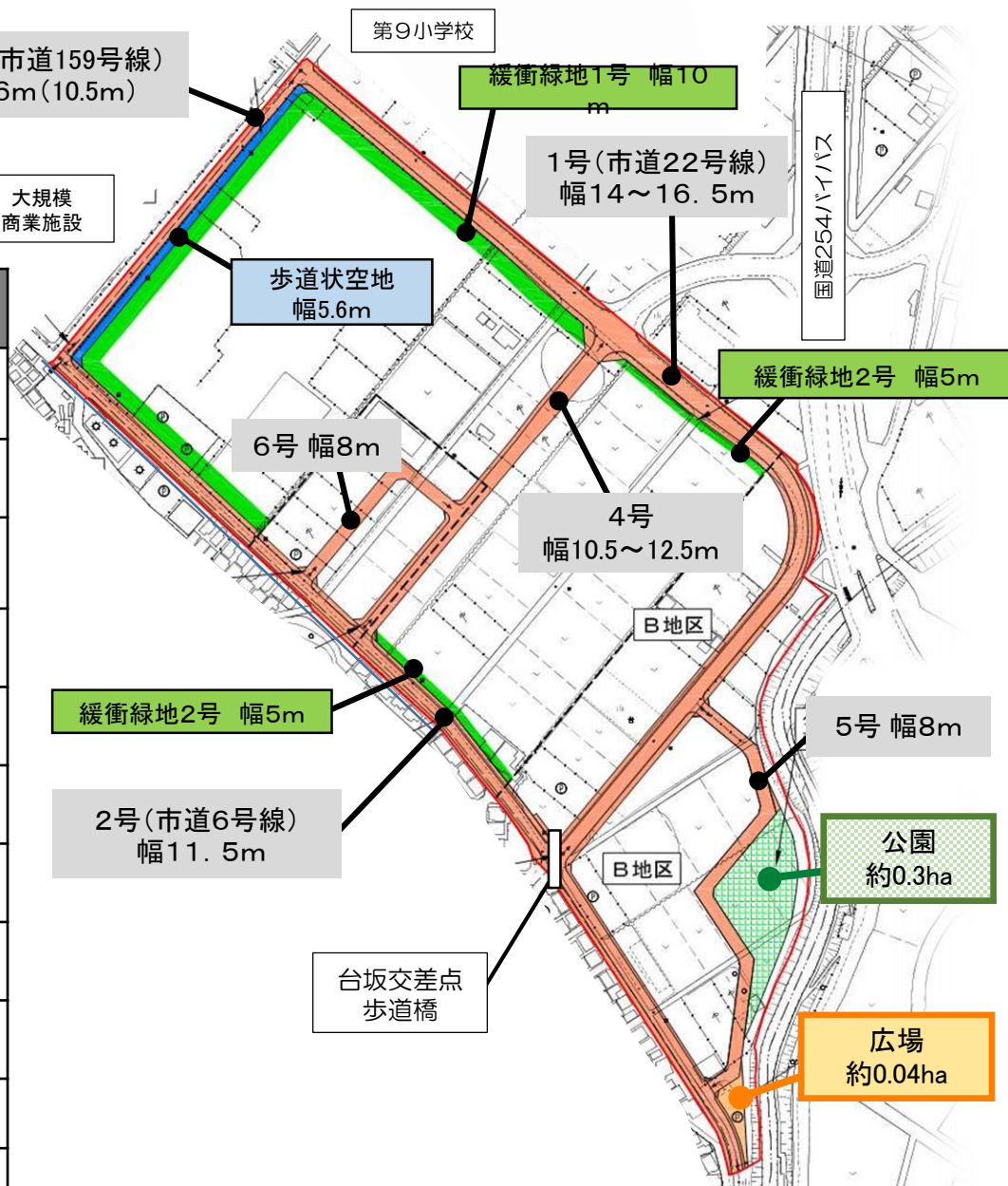
既存施設及び周辺環境との調和に配慮した
工業・業務系施設の立地を主体とした土地利用



⑤-3. 地区整備計画

■ 地区施設の配置及び規模

地区施設			備考
区 画 道 路	1号(市道22号線) 拡幅	幅14～16.5m	
	2号(市道6号線) 拡幅	幅11.5m	
	3号(市道159号線) 拡幅	幅6m(10.5m)	
	4号 新設	幅10.5～12.5m	※
	5号 新設	幅8m	
	6号 新設	幅8m	
公園		約0.3ha	※
広場		約0.04ha	
歩道状空地		幅5.6m	※
緩衝緑地	1号	幅10m	
	2号	幅5m	
	成木時に樹高4メートル以上となる高木を植栽		

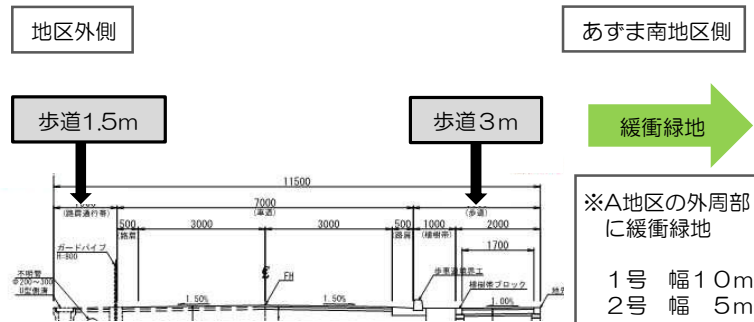


※雨水流出抑制施設(地下調整池等)を配置

歩道(参考)

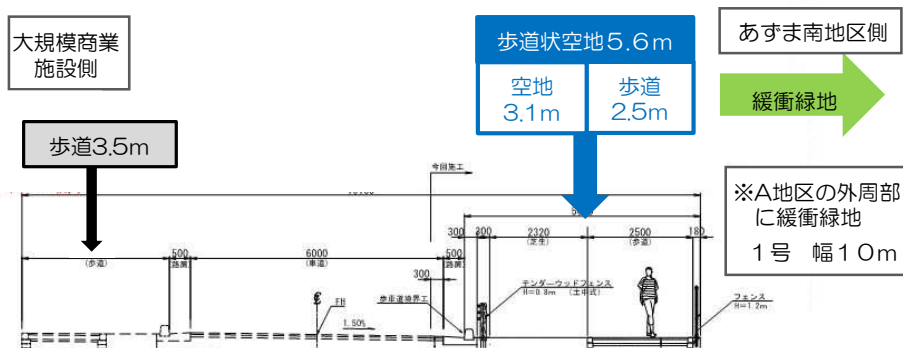
A-A' 断面 区画道路2号(市道6号線)

全幅11.5m



B-B' 断面 区画道路3号(市道159号線)

全幅16.1m(歩道状空地含む)



B-B' 断面

A-A' 断面

台坂交差点
歩道橋

254/バイパス

⑤-3. 地区整備計画

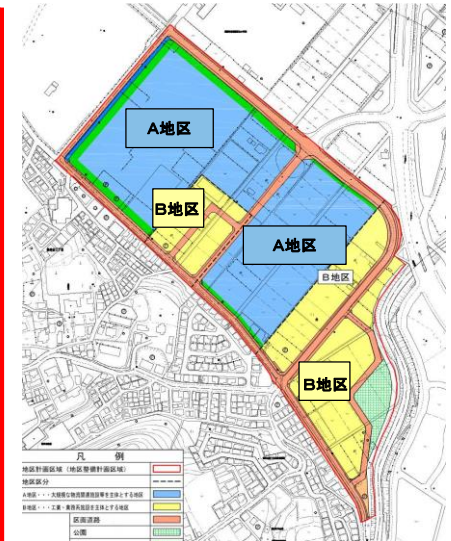
■ 建築物等に関する事項

- a. 用途の制限
- b. 敷地面積、高さ、垣又はさくの構造の制限
- c. 壁面の位置の制限

α. 用途の制限

- ・当該地区は「工業地域」に指定される予定であり、建築基準法により建築物等の用途を制限。
- ・目標に沿った工業系のまちづくりの形成を図るため、地区計画で建築物等の用途の制限を定める。

用途		建築基準法による制限		地区計画による制限	
		準工業地域	工業地域	A地区	B地区
住宅		○	○	×	△ 既存建築物は 建築可能
共同住宅 等		○	○	×	×
保育所 等		○	○	△ 企業の関係者の 保育所は建築可能	×
学校 等		○	×	×	×
事務所		○	○	○	○
倉庫		○	○	○	○
工場	危険性等のおそれが少ない	○	○	○	○
	危険性等のおそれがややある	○	○	○	○
	危険性等のおそれが著しくある	×	○	×	×
廃棄物の処理 等		※1	※1	※2	※2
		※1 建築基準法第51条許可取得で建築可能 ※2 自己の廃棄物の処理は建築可能			
店舗、飲食店 等		○	○ 延べ床面積 10,000㎡以下	△ 企業の関係者の 売店等は建築可能	△ 延べ床面積 300㎡以下は可



※表は代表例。一般的な呼称で記載。

b. 敷地面積、高さ、垣又はさくの構造の制限

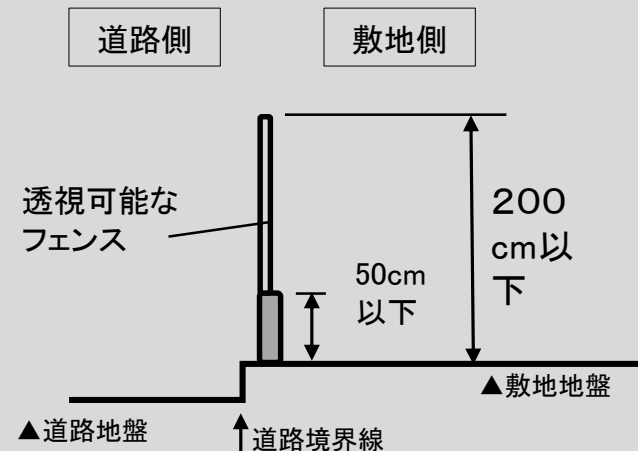
	A地区	B地区
建築物の敷地面積の最低限度	10,000㎡	500㎡
建築物等の高さの最高限度	31m	25m
垣又はさくの構造の制限	1. 生け垣 2. 鉄柵、金網等のフェンス等で高さ2m以下等	



■垣又はさくの構造の制限について

地震時に危険となるブロック塀等を減らし、通行者への安全性に配慮するとともに、生け垣等を誘導することにより地区内の緑化を推進し周辺環境への配慮を促す。

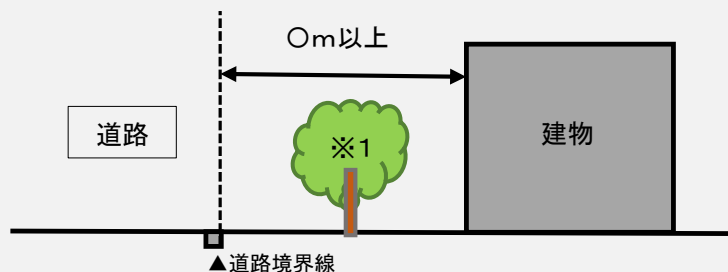
■参考例



c. 壁面の位置の制限

道路境界線及び隣地境界線から後退しなければならない壁面の位置を制限するもの。

■道路境界線から後退して建築する。

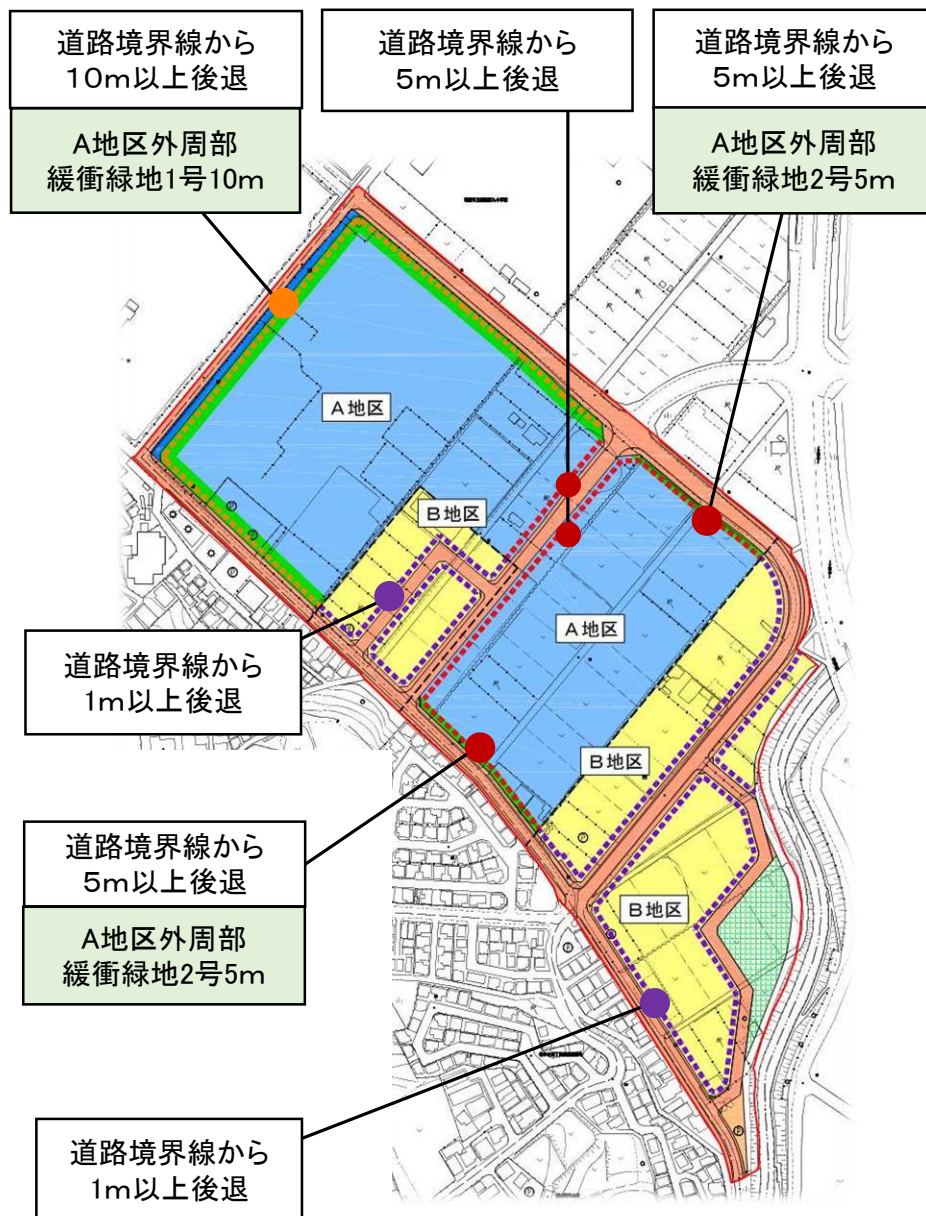
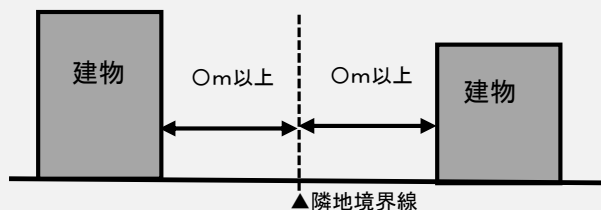


※1 緩衝緑地

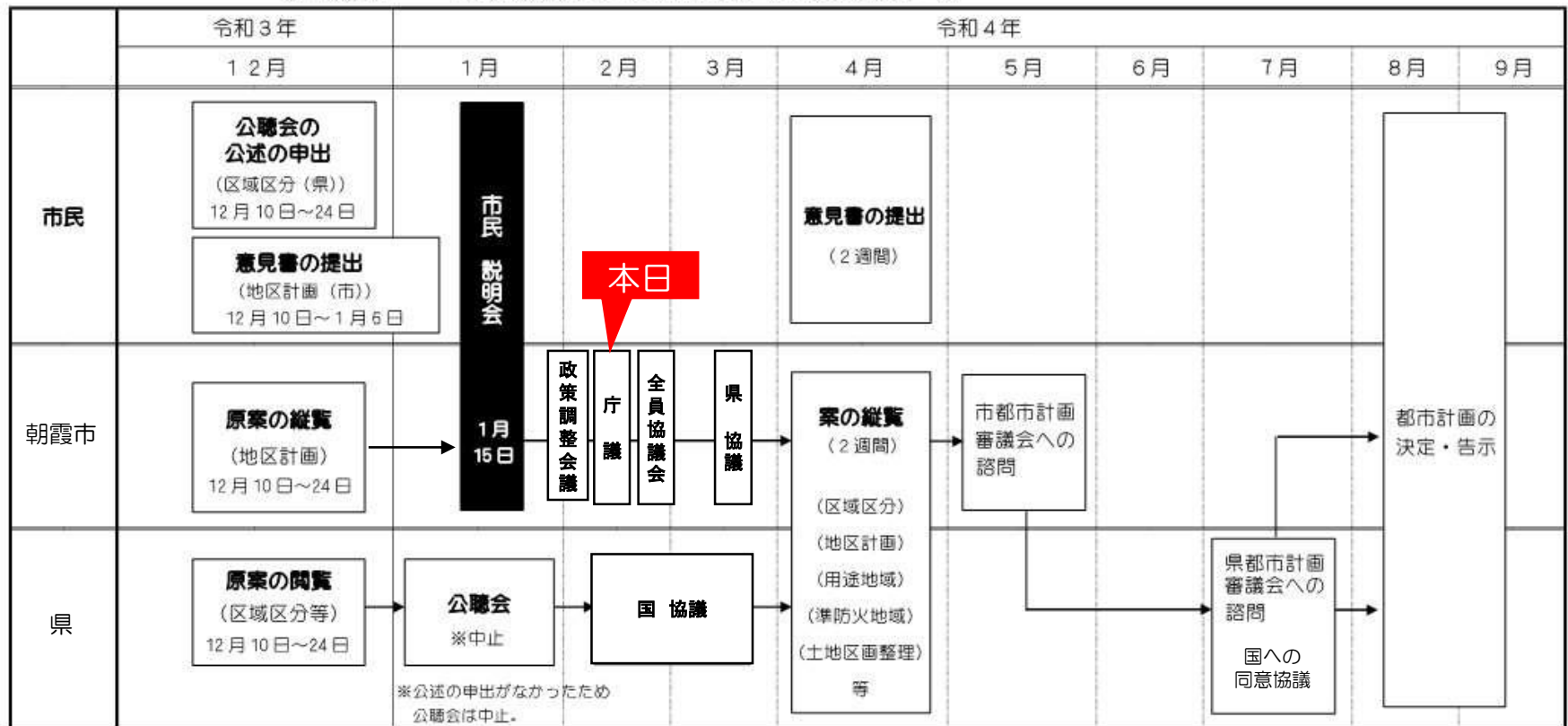
周辺環境との調和に配慮した工業系地区の形成を目指すため、A地区の地区外周部には壁面後退と同じ幅で緩衝緑地を整備

■隣地境界線から後退して建築する。

A地区	隣地境界線から2m以上後退
B地区	隣地境界線から0.7m以上後退



4. 都市計画の変更手続き(予定)



5. 都市計画法第16条縦覧結果及び市民説明会の結果(報告)

■ 都市計画変更の原案の縦覧

期 間：令和3年12月10日～令和3年12月24日

縦覧場所：朝霞市都市建設部まちづくり推進課及び市ホームページ

周知方法：広報あさか12月号及び市ホームページへの掲載

意見書：なし

※都市計画法上の意見提出対象者は、地区内の権利を有するもの

■ 都市計画変更の原案の説明会

開催日時：令和4年1月15日(土) 午前10時～午後0時10分

会 場：朝霞市役所 別館5階 大会議室

参加人数：市民8名 ※地権者0名

周知方法：広報あさか12月号及び市ホームページへの掲載

朝霞都市計画地区計画の変更（朝霞市決定）（原案）

都市計画あずま南地区地区計画を次のように決定する。

		決定告示年月日 令和 年 月 日
名 称	あずま南地区地区計画	
位 置	朝霞市大字根岸及び大字台の各一部	
面 積	約 13.5ヘクタール	
地区計画の目標	本地区は、朝霞市の東部、東武東上線朝霞駅から北東へ約1.5キロメートルに位置し、また、東京外かく環状道路に接続する一般国道254号和光富士見バイパスに近接しており、交通の利便性が高い区域である。 また、都市計画マスタープランにおいて「まちづくり重点地区」として、交通の利便性に優れた立地特性を生かし、地域経済の活性化、雇用の創出に資する工業系の土地利用を図ることとしている。 これらの状況を踏まえ、土地区画整理事業による計画的な都市基盤整備と、物流関連施設を主体とした市街地の形成を図るため、地区計画を策定し、土地利用の規制・誘導を行うことにより、周辺環境との調和に配慮した工業系地区の形成を目標とする。	
区域の整備 開発及び保全の方針	土地利用の方針	周辺環境との調和に配慮しつつ、まちづくり重点地区にふさわしい工業系の土地利用を推進するため以下のとおり区分し、土地利用の方針を定める。 1 A地区 大規模な物流関連施設（倉庫、流通センター）等の立地を主体とした土地利用とする。 2 B地区 既存施設及び周辺環境との調和に配慮した工業・業務系施設の立地を主体とした土地利用とする。
	地区施設の整備の方針	土地区画整理事業により計画的に整備される道路、公園の機能及び環境が損なわれないよう、区画道路、公園及び公共空地（歩道状空地、広場）を適正に配置する。 また、周辺環境との調和に配慮した工業系の土地利用を推進するため、地区の外周に緩衝緑地等を配置する。 なお、災害に配慮し区域内の雨水調整機能を確保するため、雨水流出抑制施設（地下調整池、貯留施設）を配置する。
	建築物等の整備の方針	本地区の土地利用が適正に誘導されるよう、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度及び垣又はさくの構造の制限を定める。

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	種類	名称	幅員又は面積	延長	備考
		道路	区画道路1号	14～16.5メートル	約680メートル	拡幅(市道22号線)
			区画道路2号	11.5メートル	約630メートル	拡幅(市道6号線)
			区画道路3号	6メートル (10.5メートル)	約220メートル	拡幅(市道159号線)
			区画道路4号	10.5～12.5メートル	約230メートル	新設(地下貯留施設)
			区画道路5号	8メートル	約280メートル	新設
			区画道路6号	8メートル	約130メートル	新設
		()は、地区計画区域外を含む全幅員				
		公園	公園1号	約0.3ヘクタール	—	新設(地下調整池)
		緑地	緩衝緑地1号	10メートル	約580メートル	新設
			緩衝緑地2号	5メートル	約110メートル 約120メートル	新設
			高木(成木時に樹高4メートル以上)を植栽する。ただし、車両等の出入口、門柱、門扉又は公益上、安全上、保安上必要なものを除く。			
	その他の公共空地		歩道状空地1号	5.6メートル	約220メートル	拡幅(市道159号線、地下貯留施設)
			広場1号	約0.04ヘクタール	—	新設
	地区の区分	名称	A地区(工業地域)			B地区(工業地域)
		面積	約8.9ヘクタール			約4.6ヘクタール
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。			次に掲げる建築物は、建築してはならない。
			1 住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿			1 住宅(この地区計画の決定の告示日において、現に住宅の用途に供する建築物の敷地として使用されている土地の土地地区画整理法(昭和29年法律第119号)の規定による換地処分又は仮換地の指定を受けた土地の全部を一の敷地として使用するものを除く。)
			2 保育所その他これに類するもの(第1号及び第3号から第17号の建築物以外の建築物内に設けるもので、同一の敷地内において事業を営む地区内事業所の従事者のみが利用するもののうち、延べ面積が200平方メートル以下のものを除く。)			2 共同住宅、寄宿舎又は下宿
			3 幼保連携型認定こども園(第1号、第2号及び第4号から第17号の建築物以外の建築物内に設けるもので、同一の敷地内において事業を営む地区内事業所の従事者のみが利用するもののうち、延べ面積が200平方メートル以下のものを除く。)			3 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
			4 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの			4 幼保連携型認定こども園
			5 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの			5 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの
			6 図書館、博物館その他これらに類するもの			6 図書館、博物館その他これらに類するもの
			7 神社、寺院、教会その他これらに類するもの			7 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
			8 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの			8 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの
			9 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの			9 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
			10 カラオケボックスその他これらに類するもの			10 カラオケボックスその他これらに類するもの
			11 公衆浴場			11 公衆浴場
			12 診療所			12 診療所
			13 畜舎			13 畜舎
			14 自動車教習所			14 自動車教習所
			15 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に規定する一般廃棄物、産業廃棄物の処理の用に供する建築物及び工作物(自己の廃棄物の処理の用に供する場合を除く。)			15 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に規定する一般廃棄物、産業廃棄物の処理の用に供する建築物及び工作物(自己の廃棄物の処理の用に供する場合を除く。)
			16 建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第二(る)項第一号及び第二号に該当する建築物			16 建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第二(る)項第一号及び第二号に該当する建築物
			17 店舗、飲食店その他これらに類するもの(第1号から第16号の建築物以外の建築物内に設けるもので、同一の敷地内において事業を営む地区内事業所の従事者のみが利用するもののうち、延べ面積が200平方メートル以下のものを除く。)			17 店舗、飲食店その他これらに類するもののうち、延べ面積が300平方メートルを超えるもの

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の敷地面積の最低限度	10,000平方メートル	500平方メートル
			ただし、建築物の敷地面積の最低限度未満の土地で、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。 1 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）の規定による換地処分又は仮換地の指定を受けた土地で、かつ、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するもの 2 この地区計画の決定の告示日において、現に建築物の敷地として使用されている土地で当該規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該規定に適合しなくなる土地について、その全部を一の敷地として使用するもの 3 公益上必要な建築物の敷地として使用するもの	
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置については、次に掲げるとおりとする。 1 計画図に表示する壁面線1号の道路境界線までの距離は、10メートル以上とする。 2 計画図に表示する壁面線2号の道路境界線までの距離は、5メートル以上とする。 3 隣地境界線までの距離は、2メートル以上とする。	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置については、次に掲げるとおりとする。 1 計画図に表示する壁面線3号の道路境界線までの距離は、1メートル以上とする。 2 隣地境界線までの距離は、0.7メートル以上とする。
			ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。 1 この地区計画の決定の告示日において、現に建築物の敷地として使用されている土地で当該規定に適合しないもの 2 公益上、安全上、保安上必要な建築物の敷地として使用するもの	
		建築物等の高さの最高限度	31メートル	25メートル
		垣又はさくの構造の制限	道路に面する側の垣又はさくの構造は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。ただし、門柱及び門扉を除く。 1 生け垣 2 鉄柵、金網等の透視可能なフェンス又はさく等で、敷地地盤面からの高さは2.0メートル以下とする。また、当該フェンス又はさく等に基礎を設ける場合は、基礎の高さを敷地地盤面から0.5メートル以下とする。 3 第1号及び第2号を組み合わせたもの	

「区域及び地区整備計画は、計画図表示のとおり」

理由 まちづくり重点地区にふさわしい地域経済の活性化、雇用の創出に資する工業系の土地利用を推進するため、地区計画を決定する。

朝霞市内間木公園拡張整備等検討委員会条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、朝霞市内間木公園拡張整備等検討委員会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

（設置）

第2条 内間木公園の拡張整備等に関する事項について、市長の諮問に応じ、必要な調査及び審議を行うため、朝霞市内間木公園拡張整備等検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第3条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 旧憩いの湯跡地を含めた内間木公園拡張整備の基本構想等に関すること。
- (2) 一般国道254号和光富士見バイパス沿道の活性化に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

（組織）

第4条 委員会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 市が関係する団体から推薦された者
- (4) 公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を1人置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（任期）

第6条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市建設部みどり公園課において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年朝霞市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画見直し検討委員会の項の次に次のように加える。

朝霞市内間木公園拡張整備等検討委員会	委員	日額	8,000円	2,400円	旅費条例を適用し、市長等の例により算出した額	実費	2,400円	1万5,000円
--------------------	----	----	--------	--------	------------------------	----	--------	----------

朝霞市内間木公園拡張整備等検討委員会条例（案）について

1 制定の趣旨

第2期整備が進む一般国道254号和光富士見バイパスの沿道活性化の検討に併せて、市が保有する貴重な公有財産である旧憩いの湯跡地を含めた内間木公園の拡張整備の検討を行うに当たって、学識経験者や市民等から意見を伺いながら進めるため、検討委員会を設置する条例を制定するもの。

2 条例案の概要

(1) 設置

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく設置

(2) 所掌事務

- ①旧憩いの湯跡地を含めた内間木公園拡張整備の基本構想等に関すること。
- ②一般国道254号和光富士見バイパス沿道の活性化に関すること。
- ③前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(3) 組織

委員16人以内で組織

(4) 構成委員

- ①学識経験を有する者
 - ②関係行政機関の職員
 - ③市が関係する団体から推薦された者
 - ④公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民
- <構成イメージ>

1号委員	学識経験を有する者 2～3名 <例>まちづくり分野、公園分野
2号委員	関係行政機関の職員 1名 <例>朝霞県土整備事務所
3号委員	市が関係する団体から推薦された者 10～11名 <例>埼玉県南西部消防局、環境審議会、農業委員会
4号委員	公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民 2名

(5) 任期 2年以内（ただし、再任を妨げない。）

(6) その他

会議の庶務は、都市建設部みどり公園課で行う

(7) 施行年月日

令和4年4月1日

(仮称)地域貢献企業育成型指名競争入札制度の導入について

概要

災害発生時における応援復旧などに協力的な地元事業者及び他の企業の模範となる優秀工事施工業者を対象に、一般競争入札の対象となる工事(予定価格1千万円以上)のうち、予定価格2千万円未満の土木一式及び舗装工事について、指名競争入札により発注する。

目的

- 1 自然災害等への対応や社会基盤の適切な維持管理など、地域のインフラの担い手となる建設業者を育成・確保する。
- 2 地域の企業の技術力の向上や社会貢献への意欲を高め、他の模範となるような優秀な工事施工業者を育成する。

具体的内容

・市内事業者のうち、市内に重機等を保有し、災害発生時及び応急復旧時等の緊急時において、市の要請に応じ迅速に対応できる事業者が、安定した経営状況を維持するには、平常時から市の発注する工事を受注し易い制度を導入することが必要である。

・他の模範となるような優秀工事施工事業者として優秀な工事を施工した事業者に対して優先的に発注する制度を導入することで、市内の事業者のモチベーションの向上・質の良い工事の増加につながると考えられる。

以上のことから、災害対応協力実績のある事業者または、優秀建設工事表彰の受賞実績のある事業者が市の発注する工事を受注しやすい入札制度として、災害対応協力業者及び優秀工事施工事業者を対象とした指名競争入札を実施する。

金額の設定

上限額については、朝霞市建設工事等入札参加資格等に関する規則において、格付が D 級の事業者が参加することができる発注標準額が2千万円未満となっていることから、格付が D 級の事業者にも参加資格を与えるため、2千万円未満とする。

朝霞市事後審査型一般競争入札実施要綱において、1千万円以上の工事は一般競争入札としているが、1千万円という金額については、法律の定めはなくこの要綱で定めているものである。

令和4年3月 日

(趣旨)

第1条 この要綱は、自然災害等への対応や社会基盤の適切な維持管理の担い手となる市内の建設業者を育成・確保することを目的とし、地域社会への貢献及び他の模範となる優秀工事の施工実績（以下「地域貢献等」という。）を評価することにより、その取組みの一層の拡大を図るため実施する「地域貢献企業育成型指名競争入札」（以下「地域貢献企業入札」という。）を適正かつ合理的に行うため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「工事」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。

(資格要件となる地域貢献等)

第3条 地域貢献企業入札における資格要件となる地域貢献等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 地域社会への貢献として、風水害等の緊急災害時において過去5年以内に、朝霞市の要請に基づき、災害応急復旧活動等に協力した実績を有すること。
- (2) 他の模範となる優秀工事の施工実績として、朝霞市優秀建設工事表彰要綱（令和2年2月26日要綱第21号）に基づく優秀建設工事表彰（土木部門）の受賞歴を有していること。

(地域貢献企業入札の対象工事)

第4条 地域貢献企業入札により入札を行うことができる対象工事については、予定価格が1,000万円以上2,000万円未満の土木一式工事及び舗装工事の中から朝霞市工事請負業者等指名委員会が選定するものとする。

(地域貢献企業入札の対象件数)

第5条 地域貢献企業入札により入札を行うことができる対象件数は、各年度、概ね5件程度とし、指名委員会において決定する。

(指名対象となる業者)

第6条 地域貢献企業入札において指名対象となる業者は、朝霞市内に本店または支店を有し、朝霞市建設工事請負等競争入札参加資格者名簿に土木工事または舗装工事の登録があること。

(工事の格付および指名業者数)

第7条 地域貢献企業入札における業者の指名については、前2条各号の要件を満たす業者の中から指名委員会が指名するものとし、工事の格付及び指名業者数は問わないものとする。

(指名競争入札に係る例規の適用)

第8条 この要綱に定めるもののほか、地域貢献企業入札の実施に関する事項については、朝霞市契約規則、朝霞市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規則、朝霞市公共

工事等電子入札運用基準、朝霞市競争入札心得書、朝霞市建設工事等競争入札参加資格者格付要領及び朝霞市建設工事等指名業者選定要領の規定の例による。

(その他)

第6条 地域貢献企業入札を試行するにあたって、この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

各部主管課長
企業局財務課長
病院局経営管理課長
下水道局下水道管理課長
教育局財務課長
警察本部施設課長

} 様

総務部入札課長

令和2年度 地域の守り手企業育成型の一般競争入札の試行について（通知）

入札契約制度の改善につきましては、日頃格別の御協力をいただきお礼申し上げます。

さて、入札課では、地域の守り手企業を各地域で成長させ、県民の安心・安全を確保するため、「地域の守り手企業育成型の一般競争入札」を令和2年2月1日から試行しております。

令和2年度においても、試行の主旨を御理解の上、下記のとおり試行をお願いします。
なお、貴部（局）内の関係各課所につきましては、貴職から周知をお願いします。

記

1 対象業者

県と災害防止活動等の協定等^{※1}を締結し、かつ、県との工事完成実績^{※2}又は除雪契約実績^{※3}がある建設業者

※1 埼玉県総合評価方式活用ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）評価項目イ（ア）による協定等とし、国、市町村、県機関（県関係公社等）との協定等は対象外

※2 過去5年度から公告日までの間に県との請負契約により工事を完成させた実績。工事の工種（土木・舗装等）は問わない。

※3 ガイドライン評価項目コ（イ）による除雪契約実績（再委託契約を含む）とし、国、市町村、県機関（県関係公社等）との実績は対象外

2 対象工事

地域機関で発注する^{※4}建設業法別表第一の「土木一式工事」

※4 埼玉県財務規則 別表第2所長の項に掲げるものに係る支出負担行為を行う工事（設計金額1億5千万円未満）

3 入札執行方法

価格競争方式で執行する一般競争入札（事後審査型）

また、「一定の技術力を持つ企業を限定とする建設工事の一般競争入札の試行」との併用は行わないものとします。

4 試行件数の目安

令和2年度に公告する「2 対象工事」の2割程度を目安としてください。
ただし、工事の内容により試行が困難な場合はこの限りではありません。

5 地域要件設定の特例

埼玉県一般競争入札参加条件設定ガイドラインの「4 地域要件設定の基本ルール〈ルール1〉」について、本試行においては特例として、応札可能業者を「10者以上」とする。

6 入札公告に記載する入札参加資格

埼玉県建設工事請負一般競争入札（事後審査型）試行要綱様式第1号の記載例

1 入札対象工事	
(1) 工事名 ～ (6) 業種及び工事分類名	省略
(7) その他	本工事は、「地域の守り手企業育成型の一般競争入札」を試行する工事である。 なお、「地域の守り手企業育成型の一般競争入札」の入札参加資格については、資格審査時に以下の各資料等により確認する。 ア 県との災害防止活動等の協定等※¹に該当する以下のいずれかの書類 （ア）自社が加入している団体が協定を締結している場合 当該団体が発行する、自社が当該協定の適用となる者であることの証明書（経営事項審査用の防災協定締結証明書等）の写し。ただし、令和元年度以降に発行されたもの （イ）企業単体で協定等を締結している場合 当該協定書（登録証等を含む）の写し イ 県との工事完成実績※²又は除雪契約実績※³に該当する以下のいずれかの書類 （ア）平成27年4月1日から公告日までの間に、県との請負契約により工事を完成させた実績を証する書面（工事完成結果及び工事成績評定結果通知書、コリンズの工事カルテ など） （イ）過去2年度間（平成30年度、令和元年度）に、県との除雪契約実績（再委託契約を含む）を証する書面（契約書、発注者の承諾書の写し など） ※1 埼玉県総合評価方式活用ガイドラインVer.14（以

	下、「ガイドライン」という。) 評価項目イ(ア)による協定等とし、国、市町村、県機関(県関係公社等)との協定等は対象としない。 ※2 工事の工種(土木・舗装等)は問わない。 ※3 ガイドライン評価項目コ(イ)による除雪契約実績とし、国、市町村、県機関(県関係公社等)との実績は対象としない。
省略	
11 入札に参加する者に必要な資格	
(1)建設業の許可 ～ (8)現場代理人	省略
(9)その他の参加資格	「地域の守り手企業育成型の一般競争入札」における入札参加資格 (1) 県と災害防止活動等の協定等を締結していること。 (2) 過去5年度から公告日までの間に県との請負契約により工事を完成させた実績を有すること、又は過去2年度間に県との除雪契約実績を有すること。
	ア～サ 省略

7 入札参加資格の確認方法

(1) 県との災害防止活動等の協定等の確認

落札候補者から、協定書等の写しを提出してもらい確認してください。

なお、協定が「埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録」の場合は、危機管理課ホームページで登録企業・事業所一覧の情報と照合してください。

(2) 県との工事完成実績の確認

落札候補者から工事完成結果及び工事成績評定結果通知書、コリンズの工事カルテなどを提出してもらい、当該資料と入札審査課の業者情報管理システム(業者管理で落札候補者を検索/落札候補者の業者詳細・工事/業種別契約台帳)の落札候補者のデータを照合し入札参加資格を確認してください。

なお、当該試行で求める実績のほか、工事を施工する上で必要な施工実績(入札公告11(6))が重複する場合は、審査書類を二重に提出させる必要はありません。

(3) 県との除雪契約実績の確認

落札候補者から契約書、発注者の承諾書の写しなどを提出してもらい、分野別ポータルの建設管理課/建設管理課TOP/総合評価方式に関する資料/総合評価方式データ集/除雪契約実績で落札候補者の入札参加資格を確認してください。

データベースに無い場合は、落札候補者から提出された資料に記載の発注機関

に確認してください。

8 入札参加者への周知

発注事務所においては、別添の「お知らせ」の掲示などを行い入札参加者への周知をお願いします。

また、当該試行案件については、公告時に「お知らせ」を添付し入札参加者への周知をお願いします。

9 その他

本試行の入札参加者は現場に近く地域に精通しており技術力も高い傾向にあることから、埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程第15条第2項を適用する工事においては、下位等級区分の業者の参加も御検討ください。

担当 企画・公共調達改革担当
長森、大野
電話 048-830-2723、2734

藤沢市社会貢献実績等評価型競争入札試行実施要領

制定 平成20年10月1日

改正 平成21年 7月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、この市が発注する公共工事等の入札参加者に係る地域社会への貢献度及び優良工事の施工実績等（以下「社会貢献実績等」という。）を評価することにより当該入札参加者の社会貢献意欲及び技術力の向上を図るため、この市が実施する受注希望募集型競争入札（以下「公募型入札」という。）における入札参加者の資格に社会貢献実績等の要件を付して行う入札（以下「実績等評価型入札」という。）の試行に関する取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(資格要件となる社会貢献実績等)

第2条 実績等評価型入札における資格要件となる社会貢献実績等については、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するものとする。

- (1) 災害時等の地域貢献（この市に係る災害時の応急措置に関するこの市と締結した協定等（入札参加者が構成員として所属する組合等が当該協定等を締結している場合を含む。）を現に締結していること又は過去3年間にこの市に係る災害時における緊急対応作業実績を有していること。）
- (2) 優良工事の施工実績（過去2年間にこの市が発注した1件当たりの請負金額が130万円以上の同種工事で工事成績評定が75点以上の元請施工実績を有していること又は過去5年間にこの市の優良建設工事表彰の受賞実績を有していること。）

2 契約担当課長は、前項の規定により資格要件となる社会貢献実績等の事項について、実績評価型入札を行う公共工事等案件（以下「工事等」という。）の規模、施工箇所及び内容に応じ、その種類、範囲又は内容の詳細を定めることができる。

(実績等評価型入札の対象)

第3条 実績等評価型入札の対象については、原則として前条第1項各号

に掲げる社会貢献実績等を評価することが妥当と認められる工事等とする。

（公募型入札の実施要領の適用）

第4条 この要領に定めるもののほか、実績評価型入札の実施に関する事項については、藤沢市公共工事等受注希望募集型競争入札実施要領（平成13年3月30日制定）の規定の例による。

（その他の細目）

第5条 この要領に定めがあるもののほか、取扱いの細目については、契約担当部長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年7月1日から施行する。

朝霞市公共施設等総合管理計画の追補について

見直しの経緯

○国からの要請

「令和３年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について（総務省/R3.1.26）」

- ・令和３年度中に、総合管理計画の見直しを行うことを要請
- ・記載すべき事項等の提示（必須事項、記載が望ましい事項）

○公共施設等適正管理推進事業債の活用

平成２９年度から令和３年度までとされていた、公共施設等適正管理推進事業債の発行期間の延長

- ・公共施設等総合管理計画に基づき行われる事業であることが、適用条件

内容の確認

○総務省通知による“記載すべき事項”と本計画との突合

１．必須事項

事項	現計画の記載箇所
① 基本的事項	
計画策定年度及び改訂年度	表紙
計画期間	第 3 章 1-2 (P39)
施設保有量	第 2 章「4」(P17)
現状や課題に関する基本認識	第 3 章 1-2 (P40)
過去に行った対策の実績	記載なし
施設保有量の推移	第 2 章 4-1、4-2(P18-P30)
有形固定資産減価償却率の推移	記載なし
② 維持管理・更新等に係る経費	
現在の維持管理経費	第 2 章「3」図 2-6,2-7(P13)
施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み	第 2 章 4-3 (P34) 表 2-41
長寿命化対策を反映した場合の見込み	
対策の効果額	
③ 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	
公共施設等の管理（点検・診断、維持管理・更新、ユニバーサルデザイン化等）に係る方針	第 3 章「4」(P46-P55) ユニバーサルデザイン化(P43)
全庁的な取組体制の構築や PDCA サイクルの推進等に係る方針	第 3 章「2」(P40-P42) 第 5 章(P62-P64)

2. 記載が望ましい事項

事項	記載箇所
① 公共施設の数、延床面積等に関する数値目標	
管理目標 品質、コスト、施設総量	第3章 3-3(P44-P45)
②施設類型（道路、学校、病院等）ごとの管理に関する基本的な方針	第4章(P56-61)
③地方公会計（固定資産台帳）の活用の考え方	第3章「2」（P41-42） 第4章「3」（P61）
④保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針	第3章「4」 4-6(P51)

3. 団体の状況に応じて記載する事項（記載が望ましい事項）

事項	記載箇所
①広域連携の取組	第5章「3」（P63）
② 地方公共団体における各種計画、国管理施設との連携についての考え方	記載なし

見直しの考え方

○本計画の管理基本方針の目標値（本計画 p45 記載）は現状のままとする。

- ・長寿命化対策（4.7 億円／年の減）
- ・維持管理費縮減（1.2 億円／年の減）
- ・延べ床面積縮減（3.9 億円／年の減）

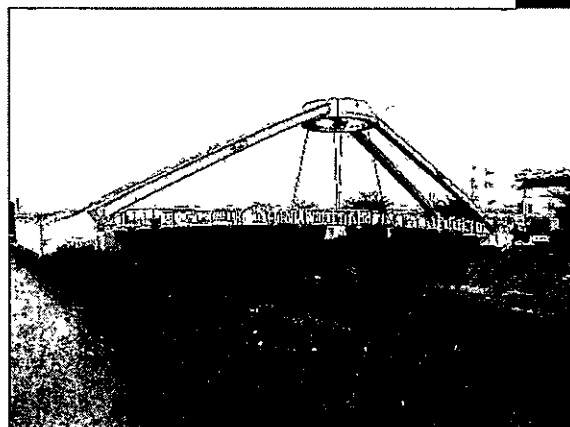
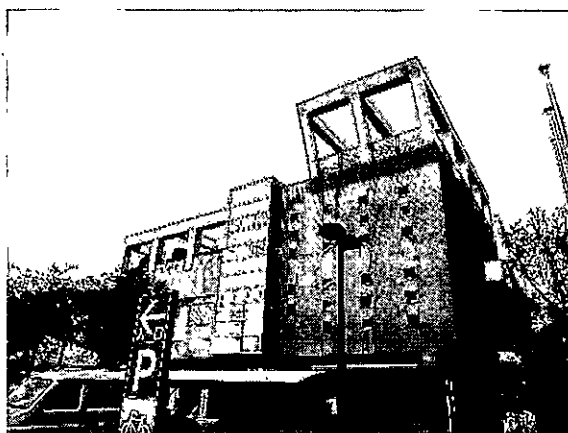
○総務省の定める「必須事項」のうち、本計画に記載のない、「過去に行った対策の実績」及び「有形固定資産減価償却率の推移」について巻末の資料編に追記する。

○3. 団体の状況に応じて記載する事項の②について、まずは市有施設の検討を優先することから、今回は記載を見送る。

○個別施設計画あさか FM アクションプランや課名などについて、現状の名称に修正する。

朝霞市 公共施設等総合管理計画

持続可能な公共施設をめざして



平成 28 年 3 月
(令和 4 年 2 月追補)
朝 霞 市

目 次

はじめに	3
第1章 この計画について	4
1 計画策定の背景	4
2 計画の位置づけ	4
3 計画の対象範囲	6
4 用語解説	8
第2章 公共施設を取り巻く現状と将来の見通し	10
1 市の概要	10
2 人口の推移	11
3 財政状況	12
4 公共施設の現状と課題	16
5 課題の整理	36
第3章 公共施設等の管理基本方針	37
1 計画の理念と概要	37
2 取組のための体制	40
3 管理基本方針	42
4 維持管理方針	46
5 規模の適正化方針	52
第4章 施設類型ごとの管理方針	56
1 建物系・プラント系の管理方針	56
2 インフラ系の管理方針	59
3 土地の管理方針	61

第5章 継続した取組に向けて	62
1 方針の定期的な見直し	62
2 周知と合意形成	62
3 広域的な連携	63
4 今後の取組に向けて	63
おわりに	65
資料編	66
朝霞市公共施設等総合管理計画検討委員会	66
朝霞市市政モニターアンケート調査結果	69
公共施設等のマネジメントに関する取組状況	79
有形固定資産減価償却率の推移	81

資料編 公共施設等のマネジメントに関する取組状況

朝霞市では、本計画の対象である、各施設（学校施設、クリーンセンター、市庁舎や公民館などの一般的な公共施設、道路、下水道など）においても個別施設計画を順次策定しています。ここでは、本計画策定（平成28年3月）から令和2年度（令和3年3月）までの、個別施設計画における主な取組状況や公有財産のマネジメントに関する取組状況を示します。

1 個別施設計画における取組状況

計画名	策定期期	平成28年3月から令和3年3月までの 主な取組状況
朝霞市公共施設等マネジメント実施計画	令和3年 2月	実績なし
朝霞市学校施設長寿命化基本方針	令和2年 3月	朝霞第五中学校 外壁及び屋上防水改修工事
朝霞市クリーンセンター施設維持管理計画	令和2年 3月	各施設の定例整備工事及び延命工事（ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設、プラスチック類処理施設、あき缶資源化施設）
朝霞市道舗装修繕計画	令和2年 3月	舗装修繕工事 計814m
朝霞市公園施設長寿命化計画	平成27年 3月	都市公園長寿命化対策工事（13公園） 遊具更新工事（16公園）
朝霞市橋梁長寿命化修繕計画	令和2年 3月改訂	橋梁改修工事（3橋）
朝霞市歩道橋長寿命化計画	平成31年 3月改訂	歩道橋改修工事（2橋）
朝霞市水道事業耐震化計画	平成23年 11月	配水本管布設替え 7.63km
朝霞市水道事業基本計画	平成24年 3月	配水管布設替え 9.06km 配水管布設 2.37km 泉水・岡浄水場の各種機械・電気設備改修
朝霞市下水道ストックマネジメント計画	令和2年 2月	カメラ調査 約20km 管路点検 約15km

2 公有財産のマネジメントに関する取組状況

○建物維持管理マニュアルの作成

本計画の第3章「4 維持管理方針」に位置付けられた「建物維持管理マニュアル」（以下「マニュアル」という。）を平成28年に作成しました。施設管理者は、マニュアルに基づき、定められた点検項目及び点検方法によって、定期点検（年1回）を実施し、その点検結果を活用して建物の劣化状況を把握します。これにより異常個所を早期発見し、適切な処置をすることで、故障などによる住民サービスへの悪影響や業務の支障、災害や事故を未然に防ぐとともに、長期的な視点から修繕に必要な費用を最小限とするよう取り組んでいます。

また、施設管理者等を対象に、マニュアルを活用した施設点検の研修を定期的（年1回）に開催し、適切な建物維持管理に向けたノウハウの共有や意識向上を図っています。

○除却

使用しなくなった建物を取り壊すことで、建物の維持管理費削減に取り組んでいます。

平成28年度 憩いの湯 2531.97 m² 除却

平成29年度 猪苗代湖自然の家 1922.82 m² 除却

平成30年度 旧朝霞第四小学校 8104.33 m² 除却

旧幸町放課後児童クラブ 66.25 m² 除却

○貸付

市の財源確保のため、市政運営に影響のない公有財産を有償で貸し付けることで、公有財産の有効活用に取り組んでいます。

平成30年度 施設内の空きスペースを自動販売機設置事業者に貸付（3年間）

129台 年額41,957,322円（令和2年度実績）

令和元年度 旧朝霞第四小学校用地を民間事業者に貸付（50年間）

29,592 m² 年額119,424,000円

○新電力の導入

平成28年に電力供給が全面自由化となり、公共施設に新電力を導入することで、維持管理費（電気料）の削減に取り組んでいます。

新電力導入施設数（令和2年度末現在）

高圧 市庁舎、小中学校など 38施設

低圧 市民センターなど 26施設

資料編 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率とは、有形固定資産のうち償却資産について、耐用年数に対して、資産取得時から経過した年数の比率を表します。比率が高いほど、老朽化が進んでいることを示します。

有形固定資産減価償却率の推移

年度	有形固定資産減価償却率
平成 27 年度	69.1%
平成 28 年度	70.1%
平成 29 年度	69.7%
平成 30 年度	69.5%
令和元年度	69.5%

有形固定資産減価償却率算定式

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{有形固定資産合計} - \text{土地等の非償却資産} + \text{減価償却累計額}}$$

※土地等の非償却資産：事業用資産の土地、立木竹、建設仮勘定、インフラ資産の土地、建設仮勘定及び物品の合計

朝霞市公共施設等総合管理計画

～持続可能な公共施設をめざして～

発 行 : 朝霞市 平成 28 年 3 月

(令和 4 年 2 月追補)

編 集 : 朝霞市総務部財産管理課

〒351-8501 朝霞市本町 1-1-1

電 話 : 048 (463) 1111 (代表)

FAX : 048 (467) 0770

電子メール: zaisan_kanri@city.asaka.lg.jp

令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について (令和3年1月26日付け総務省自治財政局財務調査課長通知)

資料③

1 計画の見直しに当たっての基本的な考え方

総合管理計画については、平成26年度から平成28年度までに策定するよう要請してきたが、その後一定の期間が経過するとともに、国(各省)のインフラ長寿命化計画が令和2年度中に見直される予定であることも踏まえ、令和3年度中に総合管理計画の見直しを行うこと。

その際、総合管理計画の期間内であっても、また、全ての個別施設計画の策定が完了していないとしても、その時点で策定済の個別施設計画等を踏まえ、見直しを行うこと。

2 計画の見直しに当たって記載すべき事項

※以下の事項以外についても、各団体の判断により必要な事項を記載すること

1 必須事項

① 基本的事項

- ・計画策定年度及び改訂年度
- ・計画期間
- ・施設保有量
- ・現状や課題に関する基本認識
- ・過去に行った対策の実績
- ・施設保有量の推移
- ・有形固定資産減価償却率の推移

② 維持管理・更新等に係る経費(総合管理計画に記載済の場合であっても、策定済の個別施設計画等を踏まえ精緻化を図ること)

- ・現在の維持管理経費
- ・施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み
- ・長寿命化対策を反映した場合の見込み
- ・対策の効果額

※ 見込みについては、少なくとも10年程度の期間

③ 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

- ・公共施設等の管理(点検・診断、維持管理・更新、ユニバーサルデザイン化等)に係る方針
- ・全庁的な取組体制の構築やPDCAサイクルの推進等に係る方針

2 記載が望ましい事項

- ① 公共施設の数、延床面積等に関する数値目標
- ② 施設類型(道路、学校、病院等)ごとの管理に関する基本的な方針
- ③ 地方公会計(固定資産台帳)の活用の考え方
- ④ 保有する財産(未利用資産等)の活用や処分に関する基本方針

3 団体の状況に応じて記載する事項

- ① 広域連携の取組
- ② 地方公共団体における各種計画、国管理施設との連携についての考え方

3 財政措置

令和3年度に限り、市町村における総合管理計画の見直しに係る経費(専門家の招へいに要する経費(旅費、報償費等)、計画の見直しに要する経費(委託料、印刷費等))について、特別交付税措置を講じることとしたこと(措置率0.5)。

資料④

公共施設等総合管理計画の見直しについての各市の状況（R3.11聴き取り）

	志木市	新座市	和光市	所沢市	上尾市	富士見市
担当	秘書政策課	政策課 公共施設マネジメント推進室	資産戦略課	経営企画課	施設課マネジメント担当	公共施設マネジメント課
実施年度	R3	R3	R3	R2 改定済み	R2 改定済み	R2 改定済み
見直しの方法について	・既存計画をベースに「必須事項」の追加で対応する予定である。 ・施設保有量は時点修正を実施する予定。 ・各種決算額、人口などの推移については、計画の結論が変わる可能性もあることから変更しない。 ・個別施設計画に記載してある事項でも再掲することで考えている。	・既存計画をベースに「必須事項」の追加で対応する予定である。 ・施設保有量、各種決算額や人口等の推移についても時点修正を行う。 ・個別施設計画に記載してある事項でも、再掲することで考えている ※R5に第5次新座市総合計画策定に合わせて、全面改訂する予定であるため今回は最小限の改定とする。	・既存計画をベースに「必須事項」の追加で対応する予定である。 ・施設保有量、各種決算額などの時点修正は実施するか検討中である。 ・個別施設計画に記載してある事項を再掲するのか、参照させるのかは検討中である。 ※個別施設計画が5年毎に見直しすることになっていて、今年がそのタイミングであり、個別施設計画の更新作業中であるとのこと。	・既存計画をベースに「必須事項」の追加で対応している。 ・施設保有量、各種決算額や人口の推移などについて、時点修正は行っていない。 ・個別施設計画に記載してある事項は、個別施設計画を参照する方法としている。 ・R3.1.26通知で示された事項について、記載していないものも一部ある。 ・個別施設計画内に記載してあることや考え方の説明などで対応している。 ※個別施設計画をR2に策定のため、並行して総合管理計画も改定をした。	・既存計画をベースに「必須事項」を追加した。 ・施設保有量、各種決算額や人口の推移などについて、時点修正は行っていない。 （上尾市は経費削減を目標としているため、時点修正をして目標額が変わってしまう恐れがあったため、今回は時点修正なし） ・記載必須事項の内、効果額について総合管理計画には記載していない（個別施設計画には記載あり） →今後、指導が入れば記載を検討する。	・計画全体を改定 ・過去決算額や今後の見直しについても時点修正を行ったため、目標額も変わった（富士見市の場合は、経費削減を目標）
改定業務の委託の有無	無し	無し	無し	無し	無し	委託 （個別施設計画の策定と合わせて実施）
議会 住民対応	見直し後、議員に配布することで検討中	予定はなし。各種計画の改定一覧に掲載する程度で検討中	個別施設計画の更新にあたり、バブコメを実施した。 議会報告は、総合管理計画の見直しについては実施せず、個別施設計画策定においては、実施した。	個別施設計画の策定と並行して改定したため、同時にバブコメを実施した。 個別施設計画に関しては議会報告を実施した。	バブコメ実施 改定後、議会報告実施	バブコメ実施 改定前に個別施設計画と合わせて、議会説明実施

第3次朝霞市環境基本計画（案）について（概要）

1 計画策定の背景と現況（第1章 P1～P26 参照）

地球温暖化対策や持続可能な開発目標（SDGs）など、新たな環境問題を提起するとともに、前計画の取組みと成果を検証するほか、市民アンケート（市民、中学生、事業者）等における市民の環境意識を踏まえ、課題の整理を行った。

2 計画の基本的事項（第2章 P27～P32 参照）

本計画は、第5次朝霞市総合計画を環境面で相互に整合・補完するものであること、「市」、「市民・市民団体」、「事業者」がパートナーシップの考え方により共通の目的を実現していくものと位置付け、計画期間を令和4年度から令和13年度までの10年間とした。

3 計画の目標と施策の方向（第3章 P33～P40 参照）

前計画での取り組みや理念を継承し、市民意見や第5次朝霞市総合計画を踏まえ、望ましい環境像を定めるとともに、その実現に向け、4つの環境目標と12の個別目標、29の実施策を設定し、関連するSDGsと重視すべき視点を定めた。

《望ましい環境像》

みんなでつくる 水とみどりが豊かな 環境にやさしいまち 朝霞

4 施策の展開（第4章 P41～P92 参照）

「自然と人との共生」、「快適な生活環境の確保」、「脱炭素・循環型社会の推進」、「パートナーシップによる環境活動の推進」の4つの環境目標において、それぞれ個別目標ごとに現状と課題、実施施策を掲載するとともに、施策に関連する環境指標と市民等の「環境配慮行動」を定めた。

5 地球温暖化対策実行計画（第5章 P93～P115 参照）

地球温暖化対策に市全体で取り組んでいくことを目的として、計画策定が努力義務（温対法）とされている地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定し、第3次環境基本計画の地球温暖化対策分野の個別計画として位置付けた。計画期間は、国の地球温暖化対策計画の終期に合わせ、令和12年度までの9年間とした。

《温室効果ガス排出量削減目標》

2030年度までに2013年度比 **46パーセントの削減を目指します。**

6 気候変動適応計画（第6章 P116～P121参照）

気候変動による影響を計画的に回避・軽減し、市民が安心して暮らすことができるまちを目的として、計画策定が努力義務（気候変動適応法）とされている気候変動適応計画を策定し、第3次環境基本計画の気候変動適応分野の個別計画として位置付けた。計画期間は、環境基本計画の計画期間に合わせ、令和4年度から令和13年度までの10年間とした。

7 計画の推進（第7章 P122～P124参照）

計画の進捗状況は、個別目標ごとに設定している環境指標に基づいて管理する。計画の進捗状況の把握及び評価は、朝霞市環境審議会で行う。